【選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟】 設立趣意書

婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、婚姻や家族に関しては、法律は個人の 尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

日本国憲法はこのように謳い、憲法制定に伴う民法の変革により、婚姻等に戸 主の同意を不要とした。そして、夫婦の氏は夫または妻の氏となった。これらは 両性平等の観点から当然のことであったが、家制度を確立した明治31年民法 で法制化された夫婦同氏制度は今日に至るまで継承されている。

憲法の中核理念の一つである両性の平等は民法改正で具体化したものの、夫婦同氏を強制する現行制度は、多様性の包摂が求められている現代日本において個人の尊厳を確保する形での見直しが不可欠である。

言うまでもなく、氏は個人の尊厳の重要な要素である。夫婦同氏制度はそもそも、婚姻にあたり、氏の変更を望まない者にとっては自由の侵害となり、個人の尊厳を傷つけるという問題を内在する。この本質的な課題が、近年の少子化と女性の社会進出により、一層深刻化している。

少子化に伴い一人っ子が増えた結果、氏の継承のために、その変更を望まない人も少なくない。自分の氏を引き続き使用したいと願う者同士が結婚しようとすると、現行法の下では、精神的な苦痛を被るだけでなく、意に反して事実婚を選択せざるを得なくなったり、結婚そのものを断念したりする事態を招来しかねない。

また、キャリアを重ねた者にとっては氏を変更すると、それまでの実績が十分に活かされないことがある。こうした損失を避けるため、やむを得ず通称として旧姓を使用する者が増えているが、二つの氏を使い分けることには負担を伴い、多くの場合には女性が、かかる負担を甘受しなければならない。

このような理由から近年、国民の間では若者や女性を中心として、選択的夫婦別氏制度の導入を求める声が広がっている。そこで我々は、婚姻にあたり、氏を引き続き使用できる道を拓く法整備を通じ、国民が自分らしく生きることができる社会の発展を目指し、本議連を設立する。